

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

清らかで安全な水を大切にすまち

2. 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県沼田市

3. 地域再生計画の区域

沼田市の全域

4. 地域再生計画の目標

沼田市は、群馬県北部に位置し、笠ヶ岳、皇海山、袈裟丸山などで栃木県との県境を画し、日光・上信越高原、両国立公園の美しい山々に囲まれ、利根川、片品川、薄根川とが形成する日本有数の河岸段丘上にあり、長い年月を重ねた森林の豊かな緑が息づいている。また、真田氏の築城以来、300年にわたり城下町として栄えた歴史を持つ。このような自然環境と伝統に恵まれた美しいまちである。

市内北部に位置する「玉原高原」には日本有数のブナ林が自生するとともに、5万株のラベンダーパーク、また、東部には、東洋のナイアガラとしても知られる、国指定の天然記念物「吹割の滝」など、本市の豊かな自然環境を物語っている。この自然環境と人間との共生をめざして、平成2年に全国で始めて「森林文化都市宣言」を制定し、豊かな自然、先人たちの築いた価値ある文化・伝統に目を向け、人と自然が真にふれあう明るく元気で誇りある理想のまちづくりを全市一丸となって進めている。

しかし、近年は都市化の進展や生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水による水質汚濁などが顕在化する一方、市民の環境に対する意識も変化してきており、「やすらぎ」や「うるおい」といった「快適性」への志向の高まりを受け、污水处理施設の整備について、昭和53年から市の中心部で公共下水道事業を、平成5年からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、そして平成10年からは合併処理浄化槽設置事業を展開し、この結果、平成16年度末の污水处理人口普及率は67%にまで達したものの、依然低迷している状況である。

当市は、これらの取り組みと併せて、さらに環境に配慮したまちづくりに取り組み、森林文化都市宣言の基本理念である「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」の実現を目指す。このため、公共下水道、農業集落排水並びに合併処理浄化槽設置の污水处理施設整備を行うものである。

また、周辺農村地域は少子高齢と相まって農業後継者が少なく過疎対策が重要な課題となっているため、農業集落排水整備や合併処理浄化槽設置を推進することにより、生活環境水準を向上させ、住みよい環境を作り、定住条件の改善をめざす。

(目標1) 污水处理施設の整備の促進

(污水处理人口普及率を67%から80%に向上)

(目標2) 農業集落排水区域について、地域農業の担い手、多様な農業関係者の生活雑排水や、し尿の集合処理施設を整備し、定住条件を改善する。

(農業集落排水多那・二本松地区の現在人口430人の現状維持)

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

- ・公共下水道事業は、沼田第二、第三、第四処理分区（226ha）の一部38haを整備する。この地区は、昭和53年3月18日に当初認可を受け、平成17年3月29日に変更認可済みである。
- ・特定環境保全公共下水道は、沼田第五処理分区（83ha）、白沢処理区（190ha）及び利根処理区（138ha）の3地区にて、事業を実施しており、そのうち白沢処理区の32haと利根処理区の11haを整備する。なお、白沢処理区は平成6年8月16日に当初認可を受け、平成14年2月13日に変更認可済み。また、利根処理区は平成7年10月30日に当初認可を受け、平成15年4月21日に変更認可済みである。
- ・農業集落排水については、多那・二本松地区（80ha）のうち処理場を含む30haの整備する。この地区は、平成16年4月9日に採択済みである。
- ・個人設置型合併処理浄化槽設置については、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除いた市内全域を対象とする。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも沼田市

[施設の種類]

- ・公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽設置事業

[事業区域]

- ・公共下水道 沼田市沼田第二・第三・第四処理分区の一部
- ・特定環境保全公共下水道 沼田市白沢処理区生枝地区
沼田市利根処理区追貝・平川・大楊地区の一部
- ・農業集落排水 沼田市利根町多那・二本松地区の一部
- ・合併処理浄化槽設置（個人設置型） 沼田市全域（公共下水道、農集対象地域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・特定環境保全公共下水道 平成17年度～21年度
- ・農業集落排水 平成17年度～21年度
- ・合併処理浄化槽設置（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 200 3,800m
- ・特定環境保全公共下水道 150 4,200m
- ・農業集落排水 150 5,078m
処理場 1カ所

[事業費]

公共下水道	374,300千円
（うち、交付金	187,150千円）
特定環境保全公共下水道	595,100千円
（うち、交付金	297,550千円）
農業集落排水	573,800千円
（うち、交付金	286,900千円）
合併処理浄化槽設置（個人設置型）	319,374千円
（うち、交付金	106,458千円）
合 計	1,862,574千円
（うち、交付金	878,058千円）

5 - 3 その他の事業

該当無し

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度（ 5 箇年）

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし

（添付資料）

・地域再生区域図、工程表、整備箇所図、農集排事業実施採択通知書の写し